

第20回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年2月10日(月)

午前8時58分～午前10時25分

2. 場 所 遠賀町役場 2階 大会議室

第20回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和7年2月10日(月) 午前8時58分～午前10時25分

2. 場所 遠賀町役場 2階 大会議室

3. 出席委員(14名)

議長	1番	三原	高志(欠席)
副議長	2番	安藤	敏生
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春
委員	6番	加藤	陽一郎
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	一田	孝雄

委員	1番	秦	公美
委員	2番	白石	元弘
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	松井	悟
委員	5番	矢野	英昭
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	高崎	洋介

4. 2月の農業相談委員

2番	安藤	敏生	委員
3番	石井	佐千生	委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第4条の規定による許可申請について

(●●●)

② 農用地利用集積計画の承認について

(中間管理事業)

③ 荒廃農地に係る非農地判断について

(2) 報告案件

① 農地法第18条第6項の規定による通知について

(3) その他の案件

① 視察研修について

② 次回3月総会の議場について

③ 水張り問題について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	濱田 美孝
事務局職員	山下 啓輔
事務局職員	杉本 千晴

開 会 8 時 5 8 分

議長 それでは本日の出席委員は農業委員8名中7名、推進委員7名中7名の出席となっております。
農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。
よって、ただいまより第20回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の2、本日の農業相談員は2番安藤敏生委員、3番石井佐千生委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第4条の規定による許可申請1件、農用地利用集積計画関係1件、荒廃農地に係る非農地判断について1件となっております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の山下を指名

します。

議長

では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。

事務局

はい。それでは議案書の1ページをお開きください。
付議案件①農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。

申請人が別府にお住まいの●●●氏で、申請地が3ページの字図にありますように大字別府字松ヶ崎3715番1、3715番2、3715番3、3718番、3717番1（一部）、3717番2（一部）の6筆、地目はすべて田。合計面積は1965.28㎡です。

農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は第二種低層住居専用地域の第3種農地となっております。

申請理由は共同住宅建築（2棟20戸）となっております。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。

4ページが事業計画書です。転用目的は2棟20戸の共同住宅の建設で、施工計画は令和7年3月から着工し、令和7年12月に完了となる見込みです。給水計画は公共上水道となっております。

5ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽となっております。

用地造成に伴う被害防除としては「擁壁を設けること」となっております。

6ページが現況平面図です。西と南には宅地や公園が隣接しており、東側は道路に面しています。また、北側は農地と隣接しています。

7ページが土地利用計画図および縦横断図です。東の道路側を入口にし、建物は西側に2棟建てる計画です。申請地全体に土を入れ、アスファルト舗装を行い、周囲をコンクリートブロックおよびメッシュフェンスで囲い、土留め工事を行います。計画図の上と左にそれぞれ縦横断図があります。

全体に土を入れ約74cm盛土を行う計画です。

8 ページが排水計画図です。汚水・生活雑排水は申請地の中央にある合併浄化槽へ接続する計画です。また、雨水は敷地内に設置する側溝を通じて東側の水路への放流となっております。

9 ページが建物の平面図です。

2 棟建てますが、構造が同じであったため図面は 1 つのみつけています。

10 ページが建物の立面図です。

11 ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ています。

続きまして 22 ページをお開きください。

虫生津の大谷の方に現地確認に行きたいと思いますので、先に荒廃農地について説明をさせていただきます。付議案件③荒廃農地に係る非農地判断についてでございます。現地確認を行った農地は田が 4 筆 4,168 m²、畑が 40 筆 16,718 m²、合計 44 筆、20,886 m²です。

1 月 16 日に鬼津と虫生津、1 月 17 日に別府を地元の生産組合長・農業委員・推進委員、会長副会長及び事務局により現地調査しております。

23 ページが現地調査一覧です。荒廃農地の状況は 2 種類ありまして、ここでは荒廃農地の状況①が森林のようになっており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なものとなっております。また、状況②は周囲の状況から見て農地として復元しても継続利用することができないと見込まれるものとなっております。

それでは、お手元にお配りしている資料でご説明していきます。

まず鬼津からです。1 ページ、2 ページが鬼津です。1 ページ目が全体がわかる航空写真となっております、2 ページ目が現地の写真となっております。航空写真の地図に載っている番号と写真の番号は一致しております。

では鬼津の① 2698 番 6 です。こちらは 2 ページ目の写真を見ていただいてもわかるとおり、全体に木が生えて山林化しておりますので荒廃農地 1 と判断しております。

次に写真②鬼津 2950 番です。こちら木が生えて山林の

ようになっているため荒廃農地 1 と判断しております。
次に写真③鬼津 3 2 9 4 番 1 です。こちらも全体が竹林化して、木も生えておりますので山林として荒廃農地 1 と判断しております。

次に別府①です。3 ページから 6 ページとなっております。
3 ページの位置図と 4 ページから 6 ページまでの写真をご覧ください。写真④の別府 2 6 3 0 番から 2 6 3 2 番 6 の計 8 筆です。こちらは山林の一部となっており、まとめて判断しております。写真をご覧ください。2 枚目の写真が中の写真ですが、木と竹が生えており山林の一部となっておりますので、荒廃農地 1 と判断しております。

次に写真⑤別府の 2 6 6 9 番から 2 6 7 4 番の 4 筆です。こちらも同じく写真のように竹と木が生えており、山林の一部となっているため、荒廃農地 1 と判断しております。次に 5 ページの写真をご覧ください。写真⑥です。別府 2 6 7 8 番、2 6 7 9 番、2 6 8 0 番の 3 筆です。2 枚目の写真がもう少し近くに寄ったものです。こちらも山林の一部で竹と木が生えている状態となっておりますので、荒廃農地 1 と判断しております。

次に写真⑦別府 2 6 8 6 番です。こちらも写真のとおり傾斜のある斜面に木が生えておりますので、山林化ということで荒廃農地 1 と判断しております。

次に 6 ページ、写真⑧別府 2 6 4 3 番です。1 枚目の写真は遠いので 2 枚目の近づいたものをご覧ください。木が全体に生えており、山林の一部となっておりますので、荒廃農地 1 と判断しております。別府の①は以上です。

次に別府の②です。7 ページ、8 ページです。写真の⑨からご説明します。写真⑨別府の 3 0 1 4 番から 3 0 4 4 番までです。7 ページの図で言うとオレンジで囲った部分を一体的に確認しております。計 1 3 筆あります。こちらも写真の位置図を見てわかるように山林の中にありまして、竹と木が生えた状態で山林化しておりますので、荒廃農地 1 と判断しております。次に写真の⑩です。少しわかりづらいですが○で囲った部分が 3 筆写っているものです。こちらも木や竹が全体的に生えている斜面となっております。こちらも同じように山林化しているということで荒廃農地 1 と判断しております。

す。別府の②は以上です。

次に虫生津の①です。9ページ、10ページをご覧ください。写真⑪虫生津1607番、1608番の2筆です。

2枚目の写真を見ていただくとわかるように、少しわかりづらいですが、2mくらい高くなっている農地です。ここに行く道もなく、木が全体的に生えて山林化しているので荒廃農地1と判断しています。

次に虫生津の②です。11ページ、12ページをご覧ください。写真の⑫虫生津341番2です。こちらでも竹と木が生えており、山林化に近い状態で、またここにつきましては隣接農地がなく21㎡しかないところですので、農地に戻したとしても農業ができないような農地と判断して、荒廃農地1かつ荒廃農地2と判断しております。

次に写真⑬虫生津504番1です。こちらは全体的に傾斜のある細い土地ですが、竹も木も生えてなく、まだ何か農業ができる土地という判断で、荒廃農地ではない適正な農地であるという判断になりました。

次に13ページ、14ページの虫生津③をご覧ください。

写真の⑭虫生津1815番です。写真を見てわかるようにガードレールのだいぶ下の方の農地です。木が全体的に生えていて、位置図を見てもわかるとおり山林の一部となっておりますので荒廃農地1と判断しています。

次に写真の⑮をご覧ください。今回こちらの2筆を現地確認に行こうと思っております。虫生津1817番、虫生津1818番の2筆です。写真を見ていただくとわかるように、水路を挟んで奥側になりますが、全体的に木が生えていて山林の一部となっているため、荒廃農地1と判断しています。最後に写真の⑯虫生津1830番です。こちらは○で囲ったあたりになりますが、山林の中の一部で木が生えている状態なので、荒廃農地1と判断しております。

では議案書の22ページにお戻りください。今ご説明したものが非農地判断の現地調査の結果の説明です。今回の現地調査の結果、非農地として判断する農地は田が4筆4,168㎡、畑が1筆は適正とみなされておりますので、39筆16,521㎡、合計43筆、20,689㎡となっております。

以上が現地調査を伴う案件の説明です。

議長

本来なら全部見ていただいた方がいいのですが、全部となると大変ですので、今日は写真⑮の虫生津だけということになります。事前に担当地区の農業委員・推進委員の方には見ていただいております。それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 2 5 分

－ 現地調査後 －

再 開 1 0 時 0 4 分

議長

再開します。

それでは、付議案件①を議題に供します。

地区担当の加藤陽一郎委員および吉田茂三委員から報告をお願いします。

地元委員
(6 番)

現地を見ていただいた通り問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします

地元委員
(6 番)

問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長

無いようですので、これより採決に移ります。

付議案件①農地法第4条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 6 名で付議案件①は承認されました。
続きまして付議案件②について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の 1 2 ページから 2 1 ページをお開きください。
付議案件②農用地利用集積計画の承認についてでございます。
5 月からの契約案件であり、円滑化事業からの更新や新規契約
など合わせて全 1 6 2 筆、面積が 2 2 9 , 4 1 5 m²となっております。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 6 名で付議案件②は承認されました。
続いて付議案件③について事務局より説明をお願いします。

事務局 先ほどご説明したとおり、現地調査の結果非農地と判断する野
農地として田が 4 筆 4 , 1 6 8 m²、畑が 3 9 筆 1 6 , 5 2 1 m²、
計 4 3 筆 2 0 , 6 8 9 m²となっております。ご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。

付議案件③荒廃農地に係る非農地判断について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件③は承認されました。
それでは報告案件①について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の24ページをお開きください。
報告案件①農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。
利用権の合意解約ですが、耕作者の変更および中間管理への移行のための解約で、計3筆、合わせて4,401㎡となっております。

議長 報告案件①について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 それではその他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 ①次回3月総会議場について説明。
②水張り問題について説明。
その他の案件については以上です。

議長 皆さんの方から他に何か意見などありませんか。

【ありません。】の声

議長 以上をもって、第20回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

閉 会 10時 25分